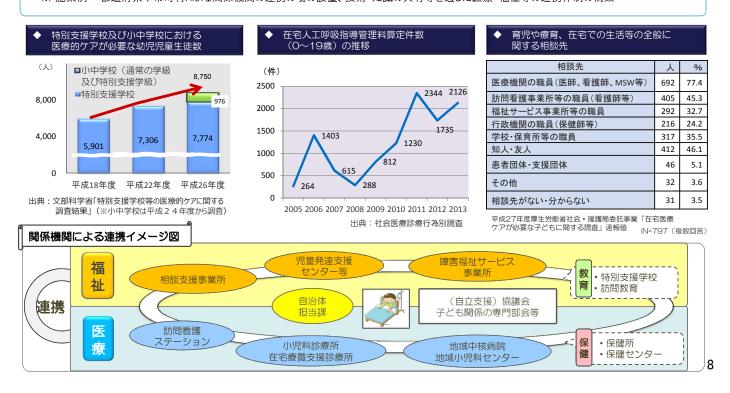
医療的ケアを要する障害児に対する支援

- 医療技術の進歩等を背景として、NICU等に長期間入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管 栄養などの医療的ケアが必要な障害児(医療的ケア児)が増加している。
- このため、医療的ケア児が、地域において必要な支援を円滑に受けることができるよう、地方公共団体は保健、医療、福祉その他の各関連分野の支援を行う機関との連絡調整を行うための体制の整備について必要な措置を講ずるよう努めることとする。 ※ 施策例: 都道府県や市町村による関係機関の連携の場の設置、技術・知識の共有等を通じた医療・福祉等の連携体制の構築



障害児のサービス提供体制の計画的な構築

- 児童福祉法に基づく障害児通所・入所支援などについて、サービスの提供体制を計画的に確保するため、都道府県及び市町村において障害児福祉計画を策定する等の見直しを行う。
 - ※ 現在、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスについては、サービスの提供体制を計画的に確保するため、都道府県及び市町村が障害福祉計画を策定し、サービスの種類ごとの必要な量の見込みや提供体制の確保に係る目標等を策定。

具体的内容

【基本指針】

○ 厚生労働大臣は、障害児通所·入所支援、障害児相談支援の提供体制の整備や円滑な実施を確保するための基本的な 指針を定める。

【障害児福祉計画】

○ 市町村・都道府県は、基本指針に即して、障害児福祉計画を策定する。

(市町村障害児福祉計画)

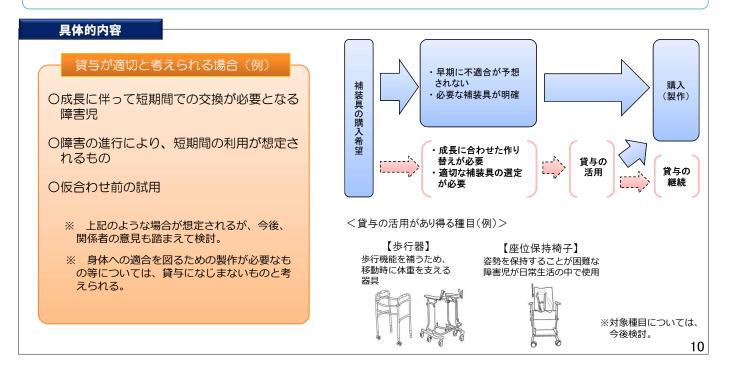
- ・障害児通所支援や障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- ・各年度の自治体が指定する障害児通所支援や障害児相談支援の種類ごとの必要な量の見込み

(都道府県障害児福祉計画)

- ・障害児通所・入所支援、障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- · 都道府県が定める区域ごとに、当該区域における各年度の自治体が指定する障害児通所支援や障害児相談支援の種類 ごとの必要な量の見込み
- ・各年度の障害児入所施設の必要入所定員総数
- ※上記の基本指針、市町村障害児福祉計画、都道府県障害児福祉計画は、障害者総合支援法に基づく基本指針、市町村障害福祉計画、都道府県障害福祉計画と一体のものとして策定することができる。
- 放課後等デイサービス等の障害児通所支援や障害児入所支援については、都道府県障害児福祉計画の達成に支障を生ずるおそれがあると認めるとき(計画に定めるサービスの必要な量に達している場合等)、都道府県は事業所等の指定をしないことができる。

補装具費の支給範囲の拡大(貸与の追加)

- 補装具費については、身体障害者の身体機能を補完・代替する補装具の「購入」に対して支給されているが、成長に伴って短期間での交換が必要となる障害児など、「購入」より「貸与」の方が利用者の便宜を図ることが可能な場合がある。
- このため、「購入」を基本とする原則は維持した上で、障害者の利便に照らして「貸与」が適切と考えられる場合に限り、新たに補 装具費の支給の対象とする。



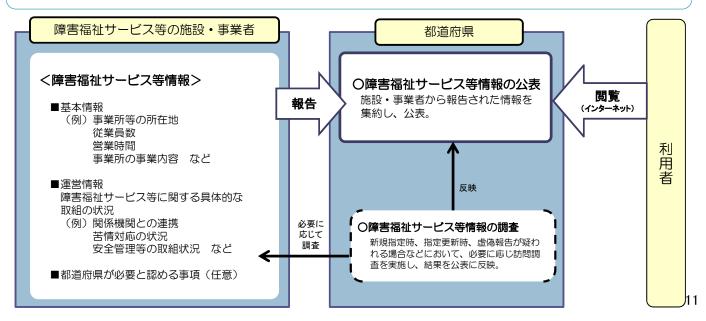
障害福祉サービス等の情報公表制度の創設

○ 障害福祉サービス等を提供する事業所数が大幅に増加する中、利用者が個々のニーズに応じて良質なサービスを選択できる ようにするとともに、事業者によるサービスの質の向上が重要な課題となっている。

※請求事業所数:平成22年4月 48,300事業所 → 平成27年4月 90,990事業所

○ このため、①施設・事業者に対して障害福祉サービスの内容等を都道府県知事へ報告することとするとともに、②都道府県知事が報告された内容を公表する仕組みを創設する。

※介護保険制度と子ども・子育て支援制度においては、同様の情報公表制度が導入されている。



自治体による調査事務・審査事務の効率化

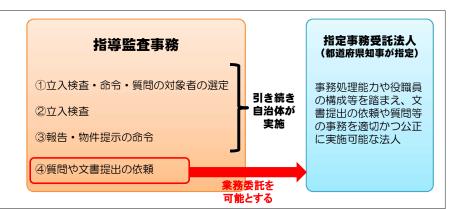
○ 障害者自立支援法の施行から10年が経過し、障害福祉サービス等の事業所数や利用者数は大きく増加しており、自治体による調査事務や審査事務の業務量が大幅に増加している。

※請求事業所数: 平成22年4月 48,300事業所 → 平成27年4月 90,990事業所 ※利用者数: 平成22年4月 570,499人 → 平成27年4月 906,504人

○ このため、自治体による調査事務や審査事務を効率的に実施できるよう、これらの事務の一部を委託可能とするために必要な 規定を整備する。

①調査事務の効率化

- 自治体の事務のうち、公権力の行使に 当たらない「質問」や「文書提出の依頼」 等について、これらの事務を適切に実施 することができるものとして都道府県知事 が指定する民間法人に対し、業務委託を 可能とする。
 - ※ 介護保険制度では、既に同様の制度が導入 されている。



②審査事務の効率化

- 市町村が実施する障害福祉サービスの給付費の「審査・支払」事務について、現在、「支払」を委託している国民健康保険団体連合会に、「審査」も委託することができることとする。
 - ※ 現在、国保連では、「支払」を行う際に、必要な「点検」も併せて行っているが、今後、点検項目の精緻化等を図ることにより、審査として効果的・効率的に実施できるようにすることを検討。

障害福祉サービス等に係る給付費の審査について(法改正関係)

1. 背景

- 障害福祉サービス等は、障害者自立支援法の施行(H18.4)から10年が経過。事業として定着するとともに、規模が大きく拡大。
 - ・給付費額 H20年度:8,348億円 \Rightarrow H26年度:1兆9,967億円 \cdot 請求事業所数 H19.11 : 37,415ヶ所 \Rightarrow H27.3 : 90,311ヶ所 • 利用者数 H19.11 :51.8万人 ⇒ H27.3
- 社会保障審議会障害者部会の報告書(平成27年12月14日)において、「国民健康保険団体連合会について、審査を支援する 機能を強化すべきである」と提言。

2. 現状

〇 現在、自治体から国保連に対し、障害福祉サービス等の「支払」が委託されている。支払事務を円滑に行うため、国保連が 一括して請求受付し、自治体審査にまわすまでの間に、都道府県や市町村から預かっている事業所や受給者の情報と突合し、 疑義のあるものは「警告」、誤っているものは「エラー」とし、自治体に提供されている。

【警告事例】 (H26年度:106万件)

- 正常か誤りを含んでいるか判断できない請求(サービス提供実績記録票の記載誤り 等)。
 国保連から市町村に「警告一覧表」を報告。市町村は請求明細書を審査し、請求内容どおり支払いを行うかどうかを判定。

【エラー事例】 (H26年度:32万件)

- 誤りを含んでいると判断できる請求 (加算対象でない障害福祉サービスに加算等)
- 国保連から市町村に「エラー一覧表」を報告。エラーが解消されない場合、事業者に請求明細書を返戻。

3. 改正法案について

- 〇 給付費の審査をより効果的・効率的に実施できるよう、今国会に提出した障害者総合支援法と児童福祉法の改正法案におい て、<u>自治体が国保連に障害福祉サービス等に係る給付費の「審査」を委託することを可能とする旨の規定</u>を盛り込んだところ。 (<u>平成30年4月施行</u>)
- 国保連において実施する<u>「審査」</u>とは、自治体が支給決定したサービス量や内容についての妥当性や適否を判断するもので はなく、支給決定の内容を前提として、受給資格や請求書の記載誤りの有無、報酬の算定ルールに合致しているか、さらには <u>提供されたサービス内容が支給決定の範囲内であるか等を客観的に判定すること</u>を意味する。また、<u>国保連だけでは判断でき</u> <u>ない場合には、引き続き、自治体が責任をもって判断</u>することとする。
- 詳細の取扱いについては、今後検討を進めていく。

3 平成27年の地方からの提案等に関する対応方針について

平成26年から、地方の発意に根差した新たな地方分権の取組を推進することとして、地方分権改革に関する「提案募集方式」が導入され、平成27年にも実施されたが、この提案に基づき、平成27年12月22日に「平成27年の地方からの提案等に関する対応方針」が閣議決定された。

障害保健福祉分野に関わる内容も含まれているため、ご承知おきいただきたい。